資料2

経　済　産　業　省

３０製安第５９号
平成３０年１２月２６日

電気用品調査委員会
　委員長　大崎　博之　殿

経済産業省産業保安グループ
製品安全課長　　原　伸幸

ＰＬＣモジュールを内蔵した電気用品の電波雑音に関する基準値の在り方の検討について

平素、電気用品安全行政につきましてご協力を賜りお礼申し上げます。

さて、電力線搬送波通信（ＰＬＣ）については、これまで、屋内におけるインターネット網に接続する通信手段として利用されており、その際使用されるＰＬＣモデムは通信機器であることから電波法の対象として伝導妨害波等の許容値が定められています。

一方で、電気用品にＰＬＣモジュールを直接内蔵させ、当該電気用品の電力線を介したインターネット通信を可能とする製品の開発が進みつつあり、早期の市場投入に向け、技術基準解釈通達の改訂が肝要と考えております。

これらは外形的には電気製品であることから電気用品安全法の対象となるため、電気用品安全法の技術基準解釈通達における電波雑音に関する基準の検討を行う必要があります。

ついては、こうしたＰＬＣモジュールを内蔵した電気用品の電波雑音に関する基準値の在り方について、ご検討及び取りまとめをお願いいたします。

資料3

規制のサンドボックス制度（概要）
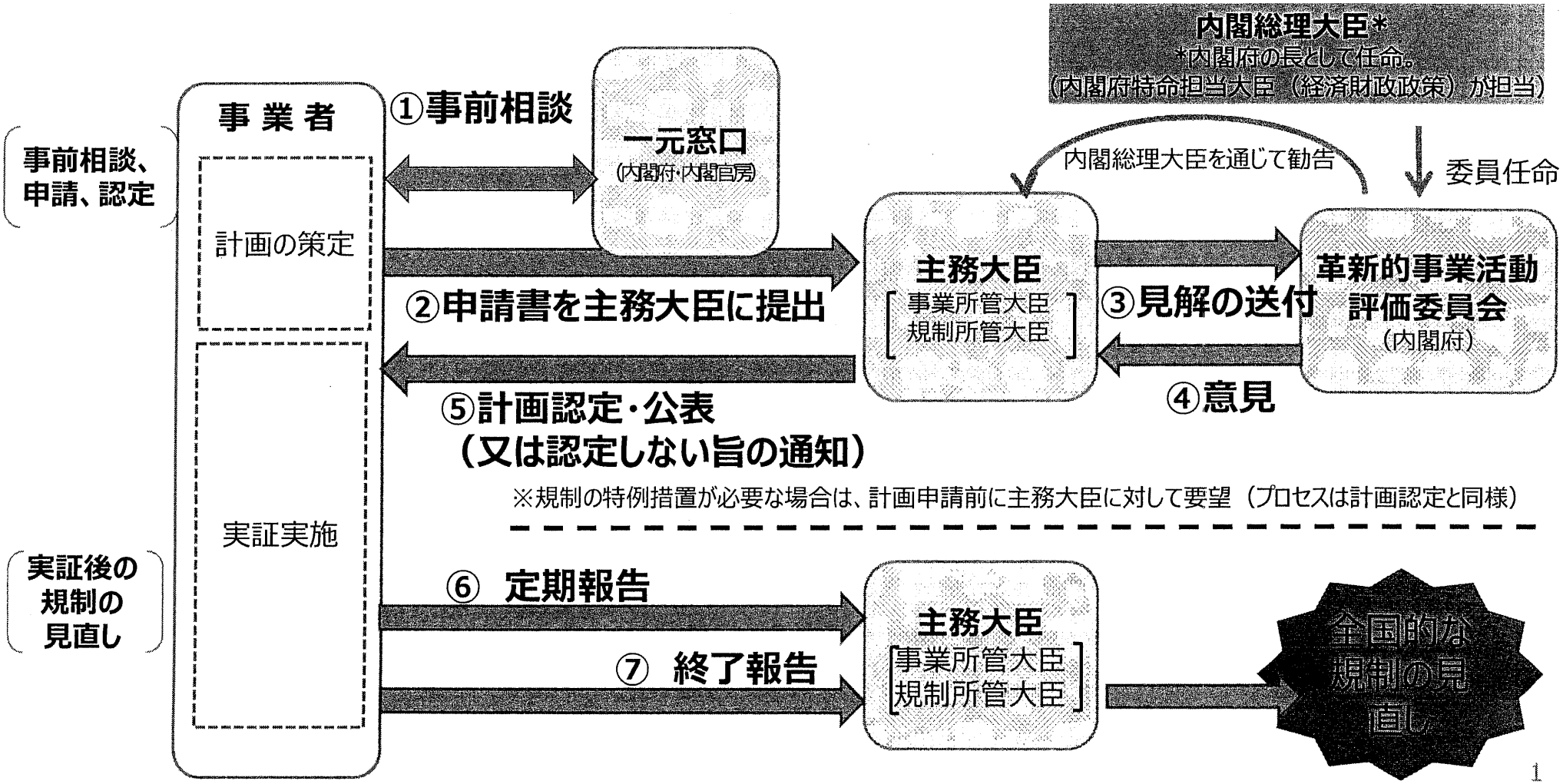
- AI、IoT、ブロックチェーン等の革新的な技術の実用化の可能性を検証し、実証により得られたデータを用いて規制制度の見直しに繋げる制度。